

三重県議会公営企業事業の
民営化検討委員会

(三重県病院事業)

最終報告書

(まとめと提言)

平成19年2月

○まとめと提言

1. 県立病院民営化検討の経緯について

(1) 検討経緯

三重県議会では、平成17年2月より議長の諮問機関として「公営企業事業の民営化検討委員会」を設置し、県政の最重要課題の一つである公営企業事業の民営化について検討を行ってきた。平成18年度は、病院事業庁の県立病院改革を巡る諸問題について、県医療行政の観点を含めて検討を行った。病院事業庁は、一定の経営改善を実現してきたが、構造的な問題を抱える公立病院としての経営改革には踏み込めてはいない。県医療行政の視点からもその役割を見直し、県民主役の病院事業の改革について、その在り方をゼロベースで検討した。

(2) 検討の視点

検討の対象は、病院事業庁の県立病院事業であるが、県が供給責任を負う医療サービスは、基礎自治体のレベルを大きく超えて便益が県域に広く及ぶものに限定される。また、県が、県民にとって必要な医療を確保し、なおかつ効率的に供給することにより、結果として県民の負担軽減につながる。

民営化とは、公営企業の民間企業化という狭義の民営化だけでなく、経済活動に占める民間企業のウェートを高めるという意味での広義の民営化を含む。民営化のメリットは、サービスの質の向上、裁量の拡大による経営の効率化、行政組織の簡素化、県財政の健全化である。

(3) 検討の基本方針

病院事業庁の在り方の検討に当たっては、①対象となる事業の一般的な特性を検討の起点とするが、②病院事業庁事業固有の特性に基づいた改革の選択肢を導出することを目的とする。

2. 医療政策立案者としての県の役割

県は、すべての県民に対して公平で高質な医療サービスを提供するための環境を整備する責任を有していると考えられる。これら環境の整備は無計画に実施されるべきではなく、公費（税金等）を投入する以上、県民の理解を得られる最も効率的な方法を選択する責任も同時に有していると考えられる。さらに、県の置かれている状況や将来の状況を客観的に把握し、短期・中長期の保健、医療、福祉サービスの充実を図らなければならない。それらのために今後必要な取組は次の4点に整理される。

(1) 医療計画の策定

県民すべてに対して公正にそして公平にサービス提供するための医療資

源の再配分は、県立4病院のみを対象にして解決できるものではなく、他の医療機関を含めた総合的な県の医療体制の構図を描いた上で、それぞれの在り方を決めていく必要がある。これまでの病院完結型の医療から、地域完結型の医療に改編する地域医療計画を策定することが必要（知事権限の強化）となっている。

(2) 人材育成・配分

県としては、特に深刻な医師不足に対処するため、その育成と配分に最も意を用いるべきである。

(3) 情報集約・管理・分析活用

県の役割として、医療にかかるデータベースの充実と活用を図る必要がある。

(4) 正当な税金投入のあり方

県の政策医療は、県立病院だけで担うものではなく、民間・基礎自治体立病院もまた担い手となりうることから、県が民間・基礎自治体立病院に委託し、税金を投入することは正当であると認識しなければならない。

- ① 県全体の医療を支える医師等医療職の育成と確保のための繰り出し
- ② 県民が最終的によりどころとする（事実上そこでしか受けられない）医療行為に対する補助
- ③ 県民の医療アクセスを均等にするために必要となる支出

3. 県立病院の担うべき役割

現在の医療環境、三重県の地形的状況を踏まえると、今時点で県立病院が担うべき役割は、以下の3点に整理されるのではないかと考えられる。

- ① 高度先端医療の最終的なよりどころ
- ② 県民が居住地域に関わらず、公平に医療サービスの恩恵を受けられること
- ③ 県の次世代を担う優秀な医師を根付かせるよう、教育、研修を企画・実施すること

県立病院が全县をカバーできているわけではなく、医療政策と実際の医療サービスの提供を分けて考えるべきである。県民に等しく高質な医療サービスを提供するために、必ずしも全てが県営である必要はない。

4. 県立4病院の今後の改革の方向

(1) 総合医療センター

① 地域医療における役割機能について

高度先端医療に特化しているとも言えず、県立病院としての存続意義を明確にするのが難しくなっているが、北勢医療圏の中で地域医療の大事

な担い手であるという現実もあり、今後は、市民病院との重複部分の役割分担を進めつつ、いわゆる2次救急対応が可能な地域病院として、それにふさわしい経営形態を考える必要がある。高度先進医療へ特化する案とその前提での追加資源投入については、他機関の動きも踏まえ、再考を要する。

②経営形態について

利用者の地域分布、提供医療内容を考えると、全県域ではなく医療圏域レベルで確保すべき病院となっている。既に四日市には有力な市立病院が機能していることから、果たすべき機能を再考した上で、最終的には完全民営化を視野に入れつつ、当面、第一義的には公設民営化をはかり、指定管理者を得て運営することを検討する。完全民営化までには、現病院に残る県の病院債償還など負担部分の一定の解消が必要となる。指定管理者については、社会医療法人の組成も一案である。

(2) こころの医療センター

①地域医療における役割機能について

県の精神福祉行政との連携を緊密に保つ必要性は理解できる。精神医療自体がまだ発展段階にあり、県のモデル施設としてある程度コストをかけることは否定されない。一方で、精神科の病床は県全体で過剰（約1,000床）であり、当病院（400床）がいわゆる慢性期の長期入院患者を引き受け続けることについては、再検討の余地があろう。今後、寛解率向上に向けて入院日数が減少することが見込まれる中で、当院は救急に重心を移し、療養病床は縮減することを検討すべきである。

②経営形態について

引き続き県の精神福祉行政とのリンクを保つべく、地方独立行政法人化を検討する。精神医療の場合人件費がかさむ傾向にあり、自立性の高い独立行政法人に移行することによって、経営の効率化をはかることが期待される。県のしかるべき支援はいずれにしても必要であり、そのもとで公設民営化（指定管理者）方式を採用する選択肢もある。

(3) 一志病院

①地域医療における役割機能について

利用者が津市合併前の旧町村に限られているが、過疎高齢者医療のニーズはあり、医療制度改革の下、都市部から離れた山間部地域の在宅医療の充実が求められる中、保健・福祉・医療が一体となった地域医療体制のモデルとして、また総合診療医療スタッフの研修・育成の機関（僻地における医師確保のモデル）としての役割に期待感がある。高齢者向け在宅療養などを担う介護施設として、衣替えする方向もあり得る。

②経営形態について

医療の空白部分を埋めるという役回りは残るものの、エリアが局限されていることから、上記の通り、介護、保健（＋診療所）を中心とした施設への転換を前提として、市への移管を検討する。事業規模自体が小さいことから、完全民営化の受け皿を求める選択肢もある。この場合、経過的に公設民営化（指定管理者）の形をとることも考えられる。

(4) 志摩病院

①地域医療における役割機能について

地域的に隔絶された志摩地区にあって、唯一の2次救急まで完結した地域中核総合病院として、地元の利用者、他の医療関係者からの期待と信頼は大きい。市町村合併の進展の中で、地域の市町立病院、民間病院等と進めている連携をさらに深める方向性は間違いない。将来的には、それらと統合することによって、さらなる相乗効果も期待できよう。

なお、東紀州等圏南域をカバーする基幹病院の位置づけは現実的ではなく、取り下げる。

②経営形態について

地域医療補完性の観点から一定の県の助成を前提とした上で、将来的に市立病院等周辺医療施設との統合を見据えて、基礎自治体のレベルで確保することが妥当である。経営形態としては、市が受け入れるのであれば、市への移譲もあり得るし、統合法人を目指して社会医療法人を組成することも考えられる。

5. 今後県が果たすべき役割について

県は県立病院のあり方にとどまらず、他の自治体立病院関係者や民間病院も含めた情報共有の場の設定を行い、医療機関全体の最適な配置を描く努力をするため、特に以下の3点に注力する。

(1) 県全体の医療の充足を満たすため、地域医療計画を策定し、市町に対して必要な支援を行うこと。

県民に対する医療サービスの水準、内容、供給の担い手などの情報を県の責任において確保し、医療計画の適切な運用に結びつけていくこと。

(2) 医療を充足させるために必要な医師・看護師等の人材確保のため、県が主導的役割を果たすこと。

特に深刻な医師不足に対処するため、その育成と配分に最も意を用いるべきである。

(3) セーフティネットを確立すること。

県としては、事業の変革後生じる不都合に十分配慮し、民間の医療機関の

活用、病人搬送システムの整備、節度ある財政支援などのセーフティネット機能は確保する工夫を忘れてはならない。

6. 今後県が取り組むべきアクションプラン

本報告書では、基本的に病院経営に県自らが直接関与する場面は減少する方向であるものの、県が医療政策の中心的担い手として地域医療全体の最適化を進めるべく、前記5.にも示したとおり、その役割について敢えて提言したところである。以下では、その前提に立って、早急に着手すべきアクションプランについて述べるものである。

(1) 県のリーダーシップによる関係者連絡機関を設置すること

県全体と各圏域の保健医療行政に対して、医療関係者連絡機関を設置し、政策提言を得ること

(2) 県の医療行政の全体像のアウトプットを提示すること

平成20年度の医療計画策定にあたって、以下の具体的実施計画を含めること

- ・ 医療機関の役割分担とネットワーク化、医療資源の有効活用、保健医療費の増嵩抑制
- ・ 県内医療データベースの構築・充実のための支援
- ・ 県として担うべき医療の範囲とその担い手の選択
- ・ 各医療機関間の役割分担の明確化と住民理解の促進
- ・ 不足する医療従事者の確保、具体的目標の設定

(3) 経営形態に関するシミュレーションを実施し、各形態ごとの県民負担を算出・明示すること

平成19年度中に県立4病院の経営形態に関するシミュレーションを実施。

(4) 医師の確保・育成と定着のプランを作成すること

県の医療政策として、県内で働く医師を確保・育成・定着させる取組を積極的に実施。